

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を経営上最も重要な課題の一つとして位置づけており、コンプライアンスの徹底、経営の透明性、健全性を高め、経営スピード及び経営効率を向上させて、企業価値の最大化に取り組むことを基本的な考え方としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を、全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	12,207,700	60.58
東日本CT共栄会	909,800	4.51
西日本CT共栄会	671,900	3.33
三菱ケミカル株式会社	662,000	3.28
株式会社JSP	625,000	3.10
株式会社三菱UFJ銀行	516,900	2.56
明治安田生命保険相互会社	369,200	1.83
PSジャパン株式会社	236,000	1.17
青木 達也	226,200	1.12
中央化学従業員持株会	179,837	0.89

支配株主(親会社を除く)の有無	----
-----------------	------

親会社の有無	三菱商事株式会社 (上場:東京、名古屋) (コード) 8058
--------	---------------------------------

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	化学
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の親会社である三菱商事株式会社は、当社議決権の60.58%を保有しており、当社は同社の連結子会社となっております。同社とは当社における原材料の仕入先として商取引関係がありますが、取引条件等についても市場価格等を勘案し、当社独自の判断に基づき、合理的かつ適切と考える決定をしており、支配株主との取引が少数株主の権利を害することのないように努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は親会社である三菱商事株式会社を中心とする企業グループの一員であり、同社から取締役及び監査役が派遣されておりますが、経営判断及び事業活動全般については当社の機関で独自に決定しており、上場企業として独立性を確保の上、事業運営を行っております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松本吉雄	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本吉雄	○	----	長年にわたり包装容器業界において企業経営に携わり、経営者としての豊富な経験と高い知見を有することから、当社取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただけると判断したためです。また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者（二親等）に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で経営監督を実現いただくことができると考え、且つ一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、当社の独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、決算監査及び四半期決算監査の際に、会計監査人から、会計監査の際に気づいた事項について説明を受け、その事項を次の監査役監査の重点項目に加えるなど、会計監査人との連携の上、監査業務を遂行しております。監査役と監査室は、監査に当たって相互に情報交換し、連携して効率的な監査を行っております。
 監査室と会計監査人は、監査に当たって相互に情報交換しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山口吉一	公認会計士													
中村竜一	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 m その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

山口吉一	○	----	公認会計士として活動しており、会計に関する専門的知識と監査法人における豊富な経験を有していることから、社外監査役に選任しております。また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者（二親等）に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で監査活動を実施いただくことができると考え、且つ一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、当社の独立役員として指定しています。
中村竜一	○	----	弁護士として活動しており、法律に関する専門的知識と法律事務所における豊富な経験を有していることから、社外監査役に選任しております。また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者（二親等）に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で監査活動を実施いただくことができると考え、且つ一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、当社の独立役員として指定しています。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現時点では必要性を認めておらず、実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は株主総会の決議によって定めると定款で規定しており、平成4年3月30日開催の「第32回定時株主総会」にて、取締役の報酬枠を年額200,000千円と決議しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

- ・社外監査役の職務を補助すべき使用人について、社外監査役から求められた場合には、監査役会と協議の上、当社の使用人の中から選任することを決議しています。
- ・取締役及び使用人は、社外監査役に対して、法定事項に加え、中央化学グループに影響を及ぼす事項等を報告しております。
- ・社外監査役に対する情報伝達体制として、社長室会等の審議事項について常勤監査役から説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を目的に執行役員制度を採用しております。取締役の任期については1年とし、取締役の責任の明確化を図っております。また、内部監査機能として代表取締役社長直轄の監査室を設け、実効性を高めております。会社の機関としては、会社法に規定する取締役会及び監査役会を設置するとともに、主要な協議機関として社長室会、オペレーション改革会議等を設置しております。

(取締役会)

取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、業務の執行を逐次監督しております。

(監査役会)

監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査方針や監査計画を策定し、監査室及び会計監査人と連携を図ることにより情報収集、取締役からの直接聴取、重要書類の閲覧を行うなど、取締役の業務執行の適法性、妥当性を幅広く検証しております。

(社長室会)

社長室会は、社長執行役員、専務執行役員及び常務執行役員で構成され、原則として毎月2回開催するほか、必要に応じて臨時社長室会を開催し、取締役会付議案件の事前審議や業務執行に係る課題の審議・決定等を行っております。

(オペレーション改革会議)

オペレーション改革会議は、社長、各本部長、及び社長が指名したメンバーで構成され、原則として毎月1回開催し、オペレーションに関する個別議題の徹底討議、改善策の検討等を行っております。

(監査室)

代表取締役社長の直轄の組織として、監査室が各部門の内部監査を実施しております。監査室は、監査役との連携を図り、会社の業務及び財産の状況を監査し、経営の合理化及び業務の効率化に資することを目的として、事業年度ごとに策定される内部監査計画に基づく監査を実施しております。

上記の体制を図式化すると以下のとおりです。

(会計監査人)

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。会計監査業務を執行した公認会計士は以下の通りです。

指定有限責任社員 業務執行社員 白田英生(継続監査年数4年)

指定有限責任社員 業務執行社員 松浦竜人(継続監査年数7年)

また、監査業務に係る補助者は、公認会計士7名・公認会計士試験合格者6名・その他16名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、執行役員制度の導入により経営と執行の役割分担を明確にし、取締役及び取締役会による業務執行の監督をより的確に行うことで、監査役による取締役の職務執行に対する監査とあわせてコーポレート・ガバナンスが機能する体制としております。

さらに、豊富な経験と高い見識を有する1名の社外取締役および2名の社外監査役を選任し、専門的かつ客観的な観点から経営への意見や助言を受けることにより、経営の透明性と健全性を高め、経営の監視について十分に機能する体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より1週間前に発送しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	証券アナリストおよび機関投資家向けの決算説明会を、年2回、2018年11月27日と2019年6月4日に開催しております。その説明会では、IR担当役員の常務執行役員より「決算実績並びに決算見通し」について説明、「今後の展望」については代表取締役社長より説明して、当社への理解を深めていただいております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページのIR情報 (http://www.chuo-kagaku.co.jp/ir/) に、投資家の皆様の参考になる各種情報を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員は常務執行役員 管理・内部統制・コンプライアンス担当(チーフコンプライアンスオフィサー) 管理本部長兼経営戦略室長が担当しております。 IR担当部署は経営戦略室とし、IR事務連絡責任者を経営戦略室内に設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動基準で、「お客様、株主、投資家、地域社会等から当社に対する理解と信頼を得るため、正確かつ公正な広報活動を行う。」と規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	(1) 企業市民としての地域・社会貢献の推進、(2) 行政、業界、消費者等との連携、(3) 環境・衛生安全政策の立案、策定、推進、(4) CSR・環境レポートの発行等の活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動基準で、「株主、投資家等から正しい理解と信頼を得るため、経営方針、決算等の企業情報を適時・適切かつ正確に開示する。」と規定しています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、法令・定款に適合し、かつ、適正に業務を遂行するために、以下のとおり内部統制システムを構築・運用し、継続的に改善・向上に努めております。

内部統制システムの構築に関する決議

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- [1] 取締役会は、法令、定款、取締役会規程その他関係規程の定めるところにより、経営上の重要な事項について決定あるいは承認するとともに、取締役の職務執行を相互に監督する。
- [2] 法令、定款、社内規程及び社会倫理の遵守に取り組む基本姿勢を明確にした「コンプライアンス基本方針」とその具体的な行動規範を示した「企業行動基準」の周知徹底を図り、企業価値の向上を図る。
- [3] 取締役会で選任されたコンプライアンス担当役員を委員長とするコンプライアンス推進委員会により、全社のコンプライアンス体制の維持・向上を図り、取締役及び使用人に対する啓蒙・教育を行う。
- [4] 内部通報に関する規程に基づく内部通報制度と、お取引先様通報制度の活用を推進し、法令、社内規程及び社会倫理に反する行為等の早期発見と是正に努める。
- [5] コンプライアンス基本方針、企業行動基準において宣言したとおり、社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力に対しては、一切の関わりを持たず、毅然とした態度で臨むことを堅持する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書規程等に従い、適切に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- [1] リスクマネジメント規程に基づいたリスク管理体制を構築する。
- [2] 不測の事態等が発生した場合は、危機管理規程に基づき、緊急対策会議を開催し緊急対策本部を設置する等迅速に対応し、当該危機を最小に止めるための管理体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- [1] 毎月1回開催する定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。
- [2] 執行役員制度を導入し、経営と業務執行機能を分離し、経営の効率化と責任の明確化を行う。
- [3] 取締役会を補完する機能として、社長室会を原則月2回開催し、経営上基本的又は重要事項を審議・決議する。この社長室会の運用により、重要決定事項の審議、経営方針の徹底、取締役会決議事項の事前協議など、経営環境の変化への対応と速やかな意思決定ができる体制をとる。
また、オペレーション改革会議を原則月1回開催し、オペレーションに関する個別議題の徹底討議を行い、オペレーションの迅速な改善、強化を図る。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- [1] 国内の子会社については、関係会社管理規程に基づき、中国の子会社については、関係会社管理規程及び中国現地法人運営規程に基づき、子会社の自主性を尊重しながら重要な事項について、報告を受ける等、常に密接な連携を保持し、子会社に対する適切な経営管理を行うとともに、内部統制システムの整備を行う。
- [2] 子会社に対し、監査室による内部監査を実施し、その業務の適正を確保する。
- [3] 子会社の取締役、監査役、董事長、董事、監事に当社の取締役等を必要に応じ派遣する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- [1] 監査役の職務を補助すべき使用人について、監査役から求められた場合には、監査役会と協議の上、当社の使用人の中から選任する。
- [2] 監査役を補助する使用人に対する指揮命令権は、その監査業務を補助する範囲内において監査役又は監査役会が有する。
- [3] 監査役を補助する使用人に対する人事考課、異動、懲戒処分等の人事権の行使については、事前に監査役及び監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人等が監査役へ報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- [1] 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、使用人及び監査役は、当社及び子会社の業務または業績に影響を与えるおそれのある重要な事項や、違法あるいは不正な行為を発見したときは、ただちに監査役に報告する体制とする。
また、監査役はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役、使用人及び監査役に対して報告を求めることができるものとする。
- [2] 監査役に報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- [1] 監査役が取締役の職務執行の監査を行うとともに、当社各部門における業務執行の監査を行い、取締役会の他、社長室会、営業に関する会議、生産に関する会議等の経営に関する主要な会議に出席して、監査が実効的に行われることを確保する。また、監査室との連携も図る。
- [2] 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。
- [3] 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正措置を講じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

コンプライアンス基本方針にて、「社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした姿勢で臨み、一切関係を持ちません。」と謳っております。

また、企業行動基準にて、「反社会的勢力との関係断絶について」(1) 総会屋、暴力団等の反社会的勢力に対しては、一切関わらない。(2) 反社会的勢力の要求に対しては、毅然たる態度で臨み、金銭等による妥協をしない。と謳っております。さらに内部統制システムの構築に関する決議にて、「コンプライアンス基本方針、企業行動基準において宣言したとおり、社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力に対しては、一切の関わりを持たず、毅然とした態度で臨むことを堅持する。」と宣言を行い、実践しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

現時点では、買収防衛策を導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社は、投資家に対して、適時に適切な会社情報を開示することを基本方針として、以下の社内体制で適時情報開示に臨んでおります。
重要な会社情報に関しては、事実等の発生した部門の責任者(子会社を含む)から、管理本部長へ報告されると同時に、管理本部長から会社情報の管理部門(総務人事部・管理部・経営戦略室)に情報が集約され、管理本部長から代表取締役社長へ報告後、取締役会へ付議され決定される体制となっております。

適時開示が必要と判断された会社情報については、社内管理規程に基づき情報管理を徹底し、IR担当役員の指示のもと、会社情報の管理部門が開示に関する実務作業を進め、迅速に開示することとしております。

(参考) 適時開示に係る社内体制の概要図



